

## 令和4年度危険物取扱者試験および消防設備士試験実施について

令和4年度危険物取扱者試験および消防設備士試験を、下記のとおり実施します。

### ○危険物取扱者試験

試験日、試験地、試験会場、試験種類および受験願書受付等は、次のとおり。

試験種類	区分	試験日	試験地	予定試験会場	受験願書受付期間
甲種 乙種 第1類 第2類 第3類 第4類 第5類 第6類 丙種	A日程	令和4年 6月4日(土)	土浦市	土浦工業高等学校	書面申請 令和4年4月 7日(木)から 令和4年4月18日(月)まで 電子申請 令和4年4月 4日(月)から 令和4年4月15日(金)まで
			鹿嶋市	鹿島高等学校	
	B日程	令和4年 6月25日(土)	水戸市	水戸啓明高等学校	書面申請 令和4年5月 6日(金)から 令和4年5月16日(月)まで 電子申請 令和4年5月 3日(火)から 令和4年5月13日(金)まで
			ひたちなか市	ホテルクリスタルパレス	
	C日程	令和4年 10月1日(土)	水戸市	水戸啓明高等学校	書面申請 令和4年7月14日(木)から 令和4年7月25日(月)まで 電子申請 令和4年7月11日(月)から 令和4年7月22日(金)まで
			鹿嶋市	鹿島高等学校	
	D日程	令和4年 10月15日(土)	土浦市	土浦工業高等学校	書面申請 令和4年7月14日(木)から 令和4年7月25日(月)まで 電子申請 令和4年7月11日(月)から 令和4年7月22日(金)まで
			ひたちなか市	ホテルクリスタルパレス	
	E日程	令和5年 2月18日(土)	つくば市	つくば国際会議場	書面申請 令和4年12月 1日(木)から 令和4年12月12日(月)まで 電子申請 令和4年11月28日(月)から 令和4年12月 9日(金)まで
	F日程	令和5年 3月11日(土)	水戸市	水戸市内	書面申請 令和4年12月 1日(木)から 令和4年12月12日(月)まで 電子申請 令和4年11月28日(月)から 令和4年12月 9日(金)まで

注1) 試験会場は、都合により変更となる場合があります。

注2) 書面申請：願書による受験申請 電子申請：インターネット経由での受験申請

### ○消防設備士試験

試験日、試験地、試験会場、試験種類および受験願書受付等は、次のとおり。

試験種類	区分	試験日	試験地	予定試験会場	受験願書受付期間
甲種 特類 第1類 ～ 第5類 乙種 第1類 ～ 第7類	前期	令和4年 8月28日(日)	水戸市	水戸啓明高等学校	書面申請 令和4年6月23日(木)から 令和4年7月 4日(月)まで 電子申請 令和4年6月20日(月)から 令和4年7月 1日(金)まで
			鹿嶋市	鹿島高等学校	
	後期	令和5年 2月18日(土)	水戸市	水戸市内	書面申請 令和4年12月 8日(木)から 令和4年12月19日(月)まで 電子申請 令和4年12月 5日(月)から 令和4年12月16日(金)まで

注1) 試験会場は、都合により変更となる場合があります。

注2) 書面申請：願書による受験申請 電子申請：インターネット経由での受験申請

### ○受験願書申請先

一般財団法人 消防試験研究センター茨城県支部

### ○受験申請方法

(1) 危険物取扱者試験 持参または郵送もしくは電子申請  
(2) 消防設備士試験 持参または郵送もしくは電子申請

### ○受験願書等の常置場所

茨城県内の市町村消防本部  
茨城県防災・危機管理部消防安全課  
一般財団法人 消防試験研究センター茨城県支部

### ○問い合わせ先

水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階  
一般財団法人 消防試験研究センター茨城県支部  
電話 029-301-1150 FAX 029-301-6611

### ○電子申請に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル19階  
一般財団法人 消防試験研究センター電子申請室  
専用電話 0570-07-1000(有料)

## 伐採および伐採後の造林届書等の様式変更について

伐採および伐採後の造林の届出制度変更に伴い、令和4年4月1日より、届出様式が改正されます。地域森林計画対象民有林(5条森林)において、伐採を行う場合には、森林法第10条の8の規定により、伐採の30～90日前までに「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。新様式については、市HPをご覧ください。市役所農林振興課までお問い合わせください。

問 本庁 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線205

## 山方宿駅コミュニティ施設および山方公民館山方分館の名称が変わります

令和4年4月1日から山方宿駅コミュニティ施設および山方分館を「山方宿駅交流センター」に名称変更し、既存の「玉川村駅交流センター」と統一した管理方法となります。駅交流センターを利用できる方は、原則、市に住所を有する方または市内に勤務する方となります。使用料は原則無料です。利用する場合は、市への申請が必要となります。

駅交流センター	
旧施設名	新施設名
山方宿駅コミュニティ施設 山方分館	山方宿駅交流センター
玉川村駅交流センター	玉川村駅交流センター (変更なし)

問 本庁 地域創生課地域創生G ☎52-1111 内線126